

国 総 環 理 第 1 7 号
平成 2 5 年 6 月 2 7 日

三笠産業 株式会社
代表取締役社長 京谷 弘也 殿

国 土 交 通 大 臣

低騒音型建設機械の指定について

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成九年建設省告示第千五百三十六号）第二条第一項の規定により、別表に掲げる建設機械を低騒音型建設機械に指定する。

三笠産業株式会社より

別表の低騒音型建設機械で、指定を受けた「振動ローラー」に該当する機体の製造番号は下記となります。

- ・MRH-501DS : Y-1001より該当
(搭載エンジン : クボタ E75-E3-NB3)
- ・MRH-601DS : Y-1001より該当
(搭載エンジン : クボタ E75-E3-NB3)

注意

・機体を改造(エンジン載せ替え等)された製品は指定対象外となりますので、ご注意ください。

低騒音型建設機械 指定通知 CCP1

ECC-252-153・MRH-501DS・601DS - 三笠産業株式会社

別表(低騒音型建設機械)

指定番号	機種	型式	車両総質量	諸	元	申請社名	備考
5096	振動ローラー	MRH-50IDS	0.548 t			三笠産業(株)	
5097	振動ローラー	MRH-60IDS	0.569 t			三笠産業(株)	

低騒音型建設機械 諸質量90 COP

E D C - 2 8 2 - 1 5 6 - M F - 1 - 5 0 1 1 8 0 2 1 1 - 町田機工 株 - 1 2

※備考欄に『○』の印があるものについては、超低騒音型建設機械の標識(ラベル)を表示することができます。